

なぜ陳情に反対したのか（西川市議ブログより 2014 年 6 月 30 日）

陳情第 3 号「道路と宅地の一体的な液状化対策事業に係る対象全地区での地質調査の実施と液状化対策に係る情報開示に関する陳情」に反対しました。

理由は討論内容をもって代えさせていただきます。

会派「みらい」を代表して陳情第 3 号「道路と宅地の一体的な液状化対策事業に係る対象全地区での地質調査の実施と液状化対策に係る情報開示に関する陳情」に対する反対討論を行います。

本陳情は現在、複数の地区と市で進めている、市街地液状化対策事業において、格子状地中壁工法のほかに、地下水位を地表から 3m 低下させる地下水位低下工法を選択肢に加えるため、圧密沈下が発生する沖積粘性土層の地質調査を求めるものであります。

6 月 17 日の都市経済常任委員会での我が会派の宝議員の質疑に対する答弁、また昨日の私の一般質問に対する答弁でも明らかのように、市は市街地液状化対策事業において 3.11 の東日本大震災クラス地震で道路、下水道、既存戸建宅地の液状化被害が軽微となることを対策目標に設定し、平成 23 年度の東日本大震災後に本市が実施した市内全域でのボーリング調査のうち、液状化の被害が報告されている地区のボーリングデータを参照して、検討用のモデル地盤を作成し、検討してきました。その結果、

1. 地下水位低下工法の場合は、地下水位を地表から 5m まで低下させないと所定の効果が発揮されないこと
2. 高洲実験で実施した「地下水位低下に関する実証実験」の結果、地下水位を 5m 下げた場合、2 週間で 6cm の地盤沈下が発生し、これに基づく長期予測では 5 年で 18cm、20 年で 22cm 沈下するとの結果

が出、市としては地下水位低下工法については地盤沈下のリスクがあるため推奨しないこととしたことがあらためて明らかになっております。

陳情において潮来市の事例を挙げ、3mまで地下水位を下げてても十分効果が得られるとのことですが、そもそも潮来市にあつては、液状化の恐れのある地盤が地表から5m程度と浅く、液状化の恐れのある地盤が地表から10m～12mもある本市の地盤特性とまったく異なるものであり、それらを同じく議論することは科学的根拠を考慮しないのであり、比較にならないものであります。

これら検証結果は平成23年度の浦安市液状化対策検討調査報告書の中の地盤特性の把握・液状化の要因分析編で示された既存データ397本と既存の地質調査がされていない箇所から現地の状況を踏まえ、追加された23地点での結果と、高洲での実証実験の結果から導き出されており、十分科学的根拠のあるデータであるといえます。

また陳情者は宅地の沖積粘土層の圧密沈下試験の実施とその結果の公表を求めています。市は平成23年度に実施した「液状化対策技術検討調査委員会」において、過去に行った圧密試験を含む110箇所余りの公共施設の地質調査結果を基礎資料とし、これに震災後に実施した地質調査と併せ、市の地盤特性の把握を行っています。

震災前と震災後では、状況は違うとの指摘もありますが、この件については、学識者である東京大学 東畑教授、東京工業大学 時松教授らと市が検証した結果、浦安のような均一な沖積粘性土地盤であれば、過去の調査結果で十分対応可能と判断されており、平成24年度に実施した「液状化対策実現可能性検討調査」で対策工法の検討を行った際も追加調査の必要性に係る指摘は出ておらず、専門家からもその必要性がないことが明らかにされております。

このような状況を踏まえれば、陳情1の液状化対策該当地区における圧密試験の実施については、実施する必要は無いものと考えられる上、実施するとなれば、これまでの委員会の議論を根本から否定し、住民との議論も振り出しに戻されます。

上記状況にありながらさらに沖積粘性土層の圧密沈下試験を実施した場合は概略調査だけで2億円の追加予算が必要であることも明らかになっています。

市はこれまで平成23年度の浦安市液状化対策技術検討調査並びに24年度の市街地液状化対策実現可能性調査に係る委員会資料や報告書の全文を市のホームページに掲載すると

もに、市街地液状化対策実現可能性調査を踏まえ、高洲地区で実施した地下水位低下工法の実験結果についても主要なポイントを取り纏め、概要版として掲載してきました。

また、市主催、自治会主催を合わせて合計 24 回の住民説明会を実施、対象地区の全ての世帯に事業の概要を示した資料を投函するなど、地下水位低下工法を推奨しないことを含め、かなりきめ細かな情報提供を行っています。

さらに具体的な検討に進んだ 16 地区については 160 回にも及ぶ個別勉強会が開催され、地域住民の皆さんと何度となく丁寧な議論が重ねられてきております。

陳情者が求める情報公開も十分行われており、その上で他から地下水位低下工法をあらためて求める声もなく、住民要望も低い物であることも明らかになっています。

多くの議員が全くこの事業の本質を理解していないようですが、本事業は、行政が単独で実施する事業とは異なり、市と市民との新たな協働事業であり、その必要性があればまずは地域で議論し、コンセンサスを図った上で要望すべきものであります。

陳情者が住む美浜三丁目は 234 宅地中、229 宅地、割合にして 97.9%の地権者の方から依頼書（次のステップに進んでくださいという依頼書）が提出されており、また一部は先行 5 地区に入っています。このあたりの議論は十分なされているものと考えます。

委員会審議においてはこれまでの検証結果を踏まえない質疑やもはや結論が出ている質疑が繰り返され、審査の過程で多くの委員がこれまでこの事業に深い関心を持ってこなかったこと、また勉強不足であると感じざるを得ません。ここにきて特別委員会の設置が提案されておりますが、今さらなにをかいわんやであります。

私の一般質問において本来審査に必要な財源、住民ニーズといった観点での質疑も行われなかつたことは極めて不十分な委員会審査であったと言えます。

市民の陳情は重要視しなければなりません。

しかしながら陳情ををそのまま通すのでは議会としての役割を果たしているとは言えません。議会は感情的な部分を排して論理的に審査する場であります。一部ではなく全体の奉仕者であるからこそ尚のことです。

今回の陳情の本質は、“地下水位を3m下げる工法を追加せよ”というものですが、市は、その対策では委員会で結論づけられた液状化対策効果が得られないこと、地盤沈下のリスクがあること、これらを十分に検証した上で、同工法を推奨しないとしており、この市の方針を適切に評価したうえで、本陳情の取り扱いを判断すべきです。陳情者が求める科学的見地からの検証はもはや十分なされており、検討の余地はないものと判断できます。

本陳情を採択すべきと考える議員は地下水位低下工法を実施して地盤沈下による建物被害が生じた場合はその責任を負えるのか、また本陳情が採択されることによってあらたな火種となり、住民間の軋轢が生まれた場合、自らその責任を追えるのでしょうか。

これまでとりまとめをしてきた市民の方からは議会は今さら何を言っているのだ、私たちの苦労を無駄にするのか、そのような憤りの声が届いています。

高い合意形成が図られている地区にあっては住民間の摩擦を避けるため、これまで何度となく議論と説明を繰り返してきました。そのご苦労を採択すべきと判断する議員は理解しているのでしょうか。本陳情の採択はそれら市民の努力を無にしかねないものであって、復旧・復興が急がれる中、市の担当職員がいたずらに不要な対応に振り回され、本来進めべき格子状改良工法に関する詳細な検討に充てる時間が確保できない状況に陥りかねないものであります。

早期の復旧・復興を望んでいる市民の付託を受けた議員一人ひとりが責任を持って適切な判断をすべきです。

最後に陳情者からのメールの内容は1つ間違えれば議員への圧力ともなりかねません。私は客観的な事実を検証し、自らの信念を持ってこの案件には反対させていただきます。

本事業がここまで来るまで3年4か月掛かりました。

地域の皆様が自らのまちをなんとか復興したい、その思いでこれまで様々時間を掛けて丁寧に議論し、取り組んでこられました。

自分たちの住むエリアのみならず、先行事例をつくり、他のエリアにも広がるよう、取り組んできた成果が16地区であります。

取り扱いいかんによってはそれらを無にしかねません。

議員、メディアの皆様はどうぞ昼夜を問わず今尚、奔走している市民の皆様にも想いを馳せて頂けるようお願い申し上げます私の反対討論とさせていただきます。

陳情賛成議員：岡本善徳、醍醐誠一、水野実、元木美奈子、未勢麻里、広瀬明子、折本ひとみ、長谷川清司、柳毅一郎

陳情反対議員：辻田明、末益隆志、宮坂奈緒、芦田好江、深作勇、宝新、西川嘉純、秋葉要、田村耕作、中村理香子